

# 林業技士の登録更新等の手続き

## 1 林業技士の登録と登録更新について

林業技士の資格を得るためには、林業技士養成研修、または資格要件審査を経て、林業技士資格認定試験（以下「資格試験」という。）に合格し、登録の申請を行い、登録者名簿に登録されるとともに、日本森林技術協会理事長から「林業技士証」（以下「技士証」という。）の交付を受ける必要があります。

資格試験に合格しただけでは、林業技士にはなれません。

登録者名簿は、常時縦覧に供するほか、毎年度関係機関へ送達・公表します。

また、資格取得後も森林・林業・木材産業に係る技術・知識の研鑽を行い、林業技士としての技術・知識の維持・向上に努めて頂くことを目的として、5年ごとの登録更新制度を実施しています。

## 2 登録更新の基準等

登録更新は、登録の有効期間内に登録を継続するために行う申請手続きです。

登録更新の申請を行わなかった場合、有効期間満了と同時に登録は失効し、登録者名簿に掲載されません。

登録更新手数料は3,240円（消費税含む）です。

登録更新の詳細は以下のとおりです。

### (1) 登録更新の基準

林業技士登録者のうち、次の表に規定する森林・林業・木材産業関係の技術、知識の研鑽（以下「技術研鑽」という。）を一定点数または一定CPD（技術者継続教育）時間以上実施した者は、登録更新の申請をすることができます。

- ① 点数による場合は、更新の申請は自己申告によることとし、更新直前5年間の技術研鑽の 総取得点数は30点以上とします（表 技術研鑽区分と配点基準）。
- ② JAFEE（森林・自然環境技術者教育会）等のCPD時間で技術研鑽の証明を行おうとする者については、JAFEE等のCPD区分によることとし、更新直前5年間の 総CPD取得時間は100CPD時間以上とします。

(表) 技術研鑽区分と配点基準

技術研鑽区分	内容	配点基準	
		単位	配点
1 研修会等への参加	森林・林業・木材産業関係の協会(学術団体、公益法人を含む。)、大学、国・地方自治体、技術士会、民間団体等(以下「林業関係団体」という。)が開催する研修会、講習会、研究会等に参加した場合	1件	1点
2 論文等の発表	① 林業関係団体が発行する学術誌、技術誌等への論文、報告分等の発表 ② 林業関係団体が開催する技術発表会、講演会、研究会、シンポジウム等での口頭発表	1件	3点
3 職場内研修	① 職場内で開催される研修会等への参加	1件	1点
	② 職場内で開催される研修会等の講師、指導者	1件	3点
4 技術指導	① 林業関係団体が開催する研修会、シンポジウム、見学会等の講師、意見提供者、説明者等 ② 林業関係団体の要請による技術検討委員会、研究会、審査会等への委員、試験委員、審査委員等としての参加	1件	3点
5 自己学習	JAFEE に認定された通信教育教材(注)の定期購読による自己学習	1件 (年間)	3点

注 通信教育教材は、JAFEE の HP によると、「森林科学」、「森林技術」、「フォレストコンサル」、「林業技士会ニュース」、「現代林業」などとされています。変更または更新される場合がありますのでご自身でご確認下さい。

(2) 登録更新ができない者

上記の①、②の基準を満たしている者であっても、次の欠格事由に該当する場合はその該当期間中は、登録を受けることができません。

ア 成年被後見人又は被保佐人の登記がされている者

イ 禁固以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受けてから2年を経過していない者

(3) 複数部門登録者の登録更新の起算年

既登録者であって、新たな部門を登録することになった者にあつては、新たな部門の登録年度をもって登録更新の起算年とし、一括して登録更新することとします。この場合、既登録部門に新たな部門が追加された技士証を交付します。

(4) 技術研鑽活動の記録の励行と登録失効の注意

ア 登録有効期間は更新年度を基準として5年間であることから、技術研鑽活動の申告は、更新直前5年間に係るものです。

イ 技術研鑽活動は、自己申告でも可としていることから、表1の区分に準じた任意の様式により、毎年行った技術研鑽活動（技術研鑽区分毎の個々の活動の名称、開催月日、主催者、内容、取得点数等）を忘れないよう記録しておいて下さい。登録更新申請に際して、日林協から個々の技術研鑽活動内容を問合せすることもありますので、ご注意下さい。

ウ 更新手続きを定められた時期までに行わなかった者は、登録が失効しますのでご注意下さい。なお、この場合でも次年度以降においても登録更新の基準を満たせば再登録の申請をすることができます。

### 3 登録更新の流れ

#### (1) 登録更新申請書の送付

登録更新対象者には、登録有効最終年度の12月に、日林協から登録更新申請書類を郵送します。「林業技士登録更新申請書」（様式5）は、当ホームページ内の「申請書類の様式欄」からも入手できます。

住所等の変更届の提出がなく、登録更新書類が所定の期日までに届かない場合は、登録更新を辞退したものとみなされ、登録が失効することとなります。

#### (2) 登録更新申請

登録更新申請の受付期間は、登録有効最終年度の1月1日から2月末日を原則とします。

林業技士登録更新申請書には、「登録更新申請要件」欄があります。要件を満たしているか確認する必要がありますので、該当する箇所に必要事項を必ずご記入の上申請して下さい。

#### (3) 技士証の交付

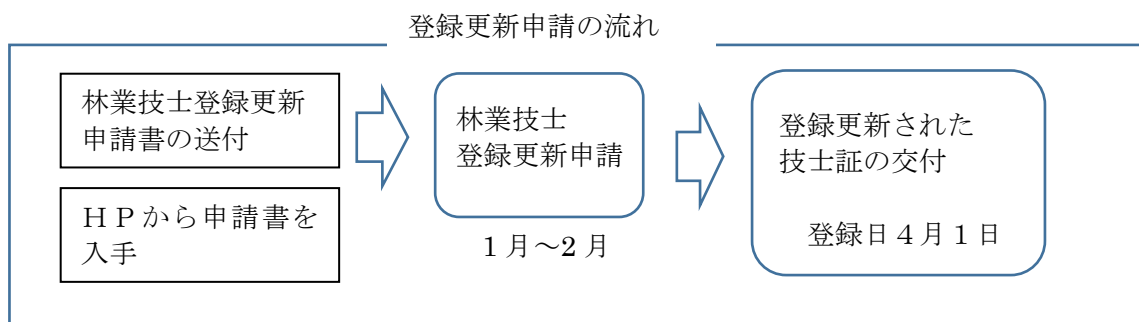
技士証は、受付締切日までに申請された方には、3月末から4月上旬に交付します。受付期間に申請されなかった方は、交付が遅れる場合がありますので了知願います。

#### (4) 登録日および有効期間

技士証の登録日は、初回登録年月日と登録更新年月日の二つとし、登録更新年月

日は登録有効最終年度の翌年の4月1日に切り替えられます。

有効期限は5年間延長され、登録更新から5年後の3月31日となります。



## 4 登録更新申請に必要な書類と申請書の作成（記入）方法

### (1) 登録更新申請関係書類

ア 「林業技士登録更新申請書(様式5)」

記入方法については、(4)の作成方法及び記入例を参照して下さい。

イ 「住民票」(登録申請日の前3ヶ月以内の発行で、本人の記載があるもの1通)  
または「運転免許証のコピー」

ウ 「登録証明用写真」2枚

「カラー」で、脱帽・正面上半身(縦4cm×横3cm、裏面に氏名・登録番号(複数登録者にあっては直近の番号)を記入)で、申請日前6ヶ月以前に撮影したものに限ります。

(申請関係必要書類)

必要書類	摘要
① 林業技士登録更新申請書(様式5)	所定の用紙に記入して下さい。
② 住民票または運転免許証のコピー	住民票は発行日が3ヶ月以内のもの 運転免許証のコピーは、氏名、生年月日、住所が確認できるもの
③ 登録証明写真	うち1枚は、登録更新申請書の所定の位置に貼り付け、残り1枚は技士証の証明用で同封して下さい。
④ 登録更新手数料払込済証明証の写	金融機関に振り込んだ証明証(領収証)をコピーし、登録更新申請書の裏面の所定の位置に貼り付け

## (2) 登録更新手数料及び振込方法

### ア 手数料

- ・ 登録更新手数料 3,240 円
- ・ 指定「払込取扱票」を使用すれば手数料はかかりません。
- ・ 払込済証明書の写を登録更新申請書裏面に貼り付けして下さい。

### イ 手数料の振込先

- ・ 銀行の場合 三菱UFJ銀行麹町中央支店 口座番号(普)0023886
- ・ 郵便局の場合 口座番号 00130-8-60448
- ・ 口座名義 一般社団法人 日本森林技術協会

## (3) 林業技士登録更新申請書の作成(記入)方法

林業技士登録更新申請書(様式5)には、以下に示す必要項目を記入して下さい。

- \*登録部門、\*登録番号、\*初回登録年月日、\*更新登録年月日、\*登録有効限、\*管理番号 \*印が付いたこの欄は記入しないで下さい。

### ア 登録申請年月日

申請の年月日を記入して下さい。

### イ 氏名、性別、生年月日

氏名は、住民票等に記載されているとおりに、略さず正確に書いて下さい。また、氏名は“ひらがな”でふりがなを付して下さい。

性別欄は、該当数字に○を付けて下さい。

### ウ 現住所

現住所は都道府県から市町村名、丁目、番地、号まで略さずに、住民票に記載されている内容と同様に書いて下さい。マンション・アパート名、棟、部屋番号も忘れずに記入して下さい。

### エ 所属する会社等

勤務先名称は、「〇〇森林組合」、「△△株式会社」等とし、登録更新申請時の役職名を必ず記入して下さい。

### オ 登録更新申請要件

(ア) 裏面の「⑤登録更新申請要件」欄の該当箇所に記入して下さい。

(イ) 1の自己申告に係る表については、内容欄には実施した個々の技術研鑽を次のように略記するとともに、その合計取得点数を記入して下さい。

- ① 研修会への参加 : 研修会等の名称、開催月日、主催者等
- ② 論文等の発表 : 論文等のタイトル、発表年月日、発表媒体等
- ③ 職場内研修 : 研修の名称、開催月日、参加・講師の別
- ④ 技術指導 : 技術指導した会合等の名称、対象者、開催月日、主催者、用務(講師、委員)等
- ⑤ 自己学習 : JAFEEに認定された教材(会報、団体等の機関誌等)の名称

また、2のJAFEE等のCPD時間で証明を行う方は、「CPD実施記録証明書」等を添付して下さい。

カ Eメールアドレス

今後、登録者との連絡のためメールアドレスを記入して下さい。

キ 登録更新申請部門

登録を更新する部門

1. 森林評価部門(森林評価士)、2.森林土木部門、3.林業機械部門、4.林業経営部門、5.森林環境部門、6.林産部門、7.森林総合監理部門、8.作業道作設部門(作業道作設士)

のいずれかに○印を付けて下さい。ただし、複数部門を登録している場合は、そのすべてに○を付けて下さい。

ク 得意とする業務分野

登録更新しようとする分野にかかわらず、森林・林業に関して最も得意とする分野について記入して下さい。

ケ 主な経歴

転職や勤務先、役職、職務内容それぞれが変更になった場合など毎に欄を変えて記入して下さい。なお、指定の欄に記入できない場合は、要約して結構です。

コ 保有関連資格

林業技士以外で当該登録部門に関連する資格を記入して下さい(最大3つまで)。

例	・ 測量士	平 8 年	8-2453
	・ 1級土木施工管理技士	平 25 年	C1023456
	・ 技術士(森林土木)	平 23 年	356-245

(4) 登録更新申請の際の注意事項

提出された「林業技士登録更新申請書」が不備な場合は、返却または再提出を

求めることもありますので、十分ご確認の上、提出願います。

## 5 林業技士登録の各種手続きについて

林業技士の資格を有効に活用していくためには、登録更新以外にも各種手続きが必要となる場合があります。これらの手続きに必要な提出書類は当協会のホームページから取り出すことができます。

### (1) 再登録について

再登録は、登録が失効した方が再び林業技士の資格を得るために行う申請手続きです。再登録ができる者は、再登録の申請年度を含む直前の5年以内において、2の(1)の登録更新と同様の基準を満たした者とします。

申請書の様式は、「様式-7」、手数料は3,240円(消費税含む)です。

### (2) 技士証等の再交付

再交付は、技士証等を汚損または紛失、あるいは記載事項変更のため、再交付を希望する方が行う手続きです。

申請書の様式は、「様式-8」、手数料は5,400円(消費税含む)です。

なお、有効期間を過ぎた技士証等は再交付できません。

### (3) 登録事項変更届

氏名、住所、電話番号、メールアドレス、所属会社等の登録事項の内容に変更が生じた場合の手続きです。

住所変更等の届出の提出がないと、登録更新等の重要なお知らせができないこととなりますので、忘れないように提出願います。

申請書の様式は、「様式-9」です。

## 6 個人情報の取り扱いについて

日林協は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、「林業技士」の認定資格登録に係る個人情報について、適正・安全な管理を行います。